

令和3年7月12日

「まん延防止等重点措置」解除後の渉外訪問活動について

7月11日に北海道の「まん延防止等重点措置」が解除されましたが、当金庫では引続き、お客様の安全に十分配慮したうえで、営業担当者の渉外訪問活動を以下のとおり行います。

お客様におかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 渉外訪問活動について

- ① マスクを着用し、訪問させていただきます。
- ② 訪問させていただく必要がある場合には、電話等によりあらかじめご了承をいただいたうえで訪問いたします。
- ③ 資金繰り支援等の相談業務については、引続き、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいりますので、ご遠慮なくお申し出下さい。

以上